

グリーン建築推進協議会 会則

平成23年10月11日 改訂

第1章

総則

本会は名称をグリーン建築推進協議会という。

グリーン建築の定義とは

(1) 新しく建築をするにあたり、全てを捨てることなく、活かせる資材（伝統資材）を活用する。

(2) 新しい建築をするにあたり、将来再利用できる資材を使用する。

(3) 使える建物に関しては、出来るだけ長期間使用できる提案を行う。

第1条グリーン建築推進協議会（以下「本会」という。）とは、事務局を一般社団法人200年住宅再生ネットワーク機構内に置く。

（会員）

第2条 本会はグリーン建築の理念を共有し、役員会にて承認された法人で構成され、会員はその法人の「会員の会」の会員とする。

（目的）

第3条 本会は、総則に定めるグリーン建築の定義を市場創造していくことを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) グリーン建築推進に関する事業・運動。

(2) 会員相互の勉強会・情報交換会。

(3) その他目的達成のための事業。

第2章役員

（役員の種類）

第5条本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

2前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

3 会計は、会の会計事務を処理する。

4 監査は、事業・会計を監査する

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。(任期は4月1日から3月31日とする。
ただし、再任をさまたげない。)

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員改選は事務局にて役員候補を推薦し総会にて決議とする

第3章 総会

(総会種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年2月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集することができる。

(総会招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項。

(2) 予算、決算に関する事項。

(3) 役員選任及び解任に関する事項。

(4) 会則等の改正に関する事項。

(5) その他の重要事項。

(総会定足数)

第11条 総会の定足数は参加法人の2分の1以上とし、委任状も有効とする。

(総会議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員会

(役員会構成)

第14条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第6条で定める役員（ただし、監査を除く。）をもって構成する。

（役員会の招集）

第15条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

（役員会の審議事項）

第16条 役員会は会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。

（1）総会に付すべき事項。

（2）総会において議決された事項の執行に関する事項。

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第5章 会計

（経費）

第17条 会の経費は、会費・補助金・助成金及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会費）

第18条 会員法人は年12,000円を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

2 入会の場合は、入会金10,000円を徴収する。

3 退会の場合は一切の会費は返還しない事とする。

（事業年度及び会計年度）

第19条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

（会計監査）

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

（会計報告）

第21条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

（委任）

第22条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成23年2月17日から施行する。